

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 1 日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

介護サービス情報公表システムを活用した地域包括支援センターの  
事業の内容及び運営状況に関する情報公表について（依頼）

介護サービス情報の公表制度については、介護保険法に基づき、平成 18 年 4 月から始まった制度であり、介護保険をこれから利用しようと考えている方やそのご家族等が介護サービスを比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みである。

本制度は、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを媒介して、インターネットでいつでも誰でも介護サービスの情報を入手することが可能となっており、現在、全国の約 19 万か所の事業所情報が公表されている。

平成 26 年の介護保険法及び老人福祉法の改正に伴い、市町村は、地域包括支援センター・生活支援等サービスの内容に関する情報の公表を行うよう努めなければならないことが規定されたことから、介護サービス情報公表システムを改修の上、平成 27 年 10 月から市町村が直接当該システムを使用して地域包括支援センターの情報を公表することを可能としたところである。

地域包括支援センターは、介護離職ゼロに資する地域の相談窓口であり、本システムでは、地域包括支援センターの所在地や営業日・営業時間に加え、事業内容や特色まで公表できる仕組みとしており、身近な相談機関として地域住民が地域包括支援センターを利用する上で必要と考えられる情報を公表していくことが必要である。

しかしながら、平成 28 年 2 月現在で介護サービス情報公表システムを活用し、地域包括支援センターの情報を公表している市町村は 114 市町村と全市町村の約 6%にとどまっている。

各都道府県におかれては、地域住民に地域包括支援センターの取組内容を幅広く周知するため、管内市町村へ改めて本システムを活用した地域包括支援センターの情報公表を行っていただくよう周知徹底していただきたい。

（添付資料）

- ・参考資料 1…平成 27 年 9 月 17 日事務連絡「介護サービス情報公表システムに係る平成 27 年 10 月改修について」
- ・参考資料 2…全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料（平成 27 年 12 月 22 日）（抄）「8. 介護サービス情報公表制度の活用等について」